

刈草を有効利用しませんか？ 無料で差し上げます！！ 『堤防除草により発生した刈草の無料提供』

湯沢河川国道事務所では、従来より堤防維持管理のための除草を行っておりますが、今年度より発生した刈草を資源の有効活用の観点から地域住民の方々へ無料提供し、ご活用していただく取り組みを実施します。

【1. 提供方法】

■刈草の提供を希望される方は、必ず下記の『申込場所及び問い合わせ先』までご連絡下さい。

【2. 注意事項】

- 刈草の提供に際しては、『同意書』に合意して頂きます。
- 第三者への販売譲渡をしないで下さい。
- 積込と運搬は、利用者の方ご自身でお願い致します。積込み、運搬時の事故等については、国土交通省では一切責任を負いません。
- 引き渡しを受けた後、山や川に捨てると不法投棄となりますのでご注意下さい。
- 数に限りがありますので、無くなり次第終了となります。

【3. 申込場所及び問い合わせ先等】

	大曲管内	十文字管内
刈草について	堤防除草で発生した刈草を法尻へ集草	
申込受付時間	平日 9:00～16:00	
申込場所及び お問い合わせ先	湯沢河川国道事務所 大曲出張所 TEL 0187-63-3340	湯沢河川国道事務所 十文字出張所 TEL 0182-42-0109

※ 記者発表先:横手記者会、秋田魁新報社湯沢支局及び大曲支局

記者発表資料に関する問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 湯沢河川国道事務所

河川管理課長 大場 孝司(内線331)

河川維持係長 大山 幸裕(内線334)

TEL 0183-73-5340(直通)

刈草を無料で差し上げます

堤防の除草で発生した刈草を無料で差し上げます。

引き渡し場所、数量等の詳細については、下記の＜問い合わせ先＞へご連絡ください。

なお、刈草の引き渡しにあたり、下記事項に留意する必要があります。

- 提供を受けるためには、あらかじめ＜問い合わせ先＞に連絡して下さい。
- 個人で使うことを目的とし、第三者への販売、譲渡は出来ません。
- 引き渡し場所からの刈草の積込み及び運搬については、申込者が行うことになります。
なお、事故等の責任は、当方では一切関与しません。
- 引き渡しを受けた後に山や川に捨てると「不法投棄」となります。
- 数に限りがあるので、無くなり次第、終了となります。

提供前の刈草の状況



刈草を法尻に集めておきます

刈草の状態



＜問い合わせ先＞

湯沢河川国道事務所 大曲出張所 TEL0187-63-3340

十文字出張所 TEL0182-42-0109

(受付時間： 平日 9:00～16:00)